

業務用自転車賠償制度に関するQ&A

	Q（質問内容）	A（回答）
1	<p>社員の自転車通勤を承認しております。 社員が通勤で利用する自転車は、業務用自転車賠償制度で補償されますか？</p>	<p>いいえ！補償されません！ （会社が自転車通勤を承認していても）通退勤中の自転車賠償事故は、会社で加入する業務用自転車賠償制度の補償対象とはなりません。通退勤中の自転車賠償事故は、個人賠償責任保険の補償対象となります。 ※通退勤で自転車を利用される場合には、（一社）自転車安全対策協議会の「みんなの自転車保険」へのご加入をお勧めいたします。</p>
2	<p>会社で所有している自転車を、社員が昼休み中に私用の買い物で利用しておりますが、業務用自転車賠償制度で補償されますでしょうか？</p>	<p>いいえ！補償されません！ 会社所有の自転車（業務用自転車賠償制度に加入済）を、私的な行為（個人的な買い物等）で利用している間に起きた賠償事故では、会社で加入している業務用自転車賠償制度では補償されません。 個人賠償責任保険の補償対象となります。</p>
3	<p>社員が通勤で利用している個人所有の自転車を日中の業務でも使用しております。 この場合は業務用自転車賠償制度で補償されますか？</p>	<p>はい！補償されます！ 社員が所有する自転車（通勤で使っている自転車等）であっても、業務中の自転車賠償事故は、業務用自転車賠償制度で補償されます。 ※会社が所有していない自転車であっても、会社の業務中の事故は業務用自転車賠償制度で補償されます。</p>
4	<p>外国人実習生についての質問です。 会社の寮から工場までの通勤に、会社の自転車を貸与しております。 この場合は業務用自転車賠償制度で通勤途上の事故は補償されますか？</p>	<p>いいえ！補償されません！ 会社で貸与している自転車であっても、通退勤中の自転車賠償事故は、業務用自転車賠償制度では補償されません。 個人賠償責任保険の補償対象となります。</p>
5	<p>使用する自転車の種類に関する質問です。 会社では通常の自転車の他、電動アシスト自転車、原動機付自転車を保有しています。いずれも補償されますか？</p>	<p>この保険では「原動機付自転車」は補償されません！ 「原動機付自転車」については、「自動車保険」での補償対象となります。 なお、「電動アシスト自転車」は補償対象となります。</p>